

平成 22 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 さ い か 屋  
代 表 者 名 取締役社長兼社長執行役員 岡本 洋三  
(コード番号 8254 東証第二部)  
問 合 せ 先 総 務 部 長 山本 英二郎  
(TEL 044-211-3153)

## 消費期限切れ商品の販売事故発生に関するお詫びとお知らせ

この度、弊社藤沢店地下 1 階食料品売場催事場の『浅草梅園』にて、平成 22 年 5 月 20 日(木)に販売いたしました『豆大福』が消費期限切れの商品であったことが判明いたしましたのでお知らせいたします。

### 1. 事実関係について

#### (1) 対象商品

販売場所：藤沢店地下 1 階 食料品売場催事場『浅草梅園』

商品名：『豆大福』

販売数：3 個

#### (2) 事実発覚経緯

5 月 20 日(木)午後 5 時 15 分頃、お客様より電話で、本日、午後 3 時頃藤沢店地下 1 階食料品売場催事場の『浅草梅園』において、『豆大福』(税込 189 円)2 個を購入したが、消費期限が 5 月 19 日(水)であったとの連絡が入った。店頭在庫を確認したところ消費期限切れの商品が、7 個残っており、入荷記録および販売記録から消費期限切れ商品の販売数は、3 個であることが判明した。

### 2. 再発防止策について

#### (1) 開店時・閉店時の確認

・毎日の開店時・閉店時において、在庫商品の「消費期限」「賞味期限」の日付確認を行う。確認作業終了後、専用の一覧表に担当者の他、計 2 名が押印し、一覧表は保管する。

・期限切れに該当する商品は、当日担当したものがその場で破棄する。

#### (2) 販売時の確認

お客様の商品選択時、または商品の手渡しの際に、貼付された日付シールを提示してお客様との相互確認を行う。

お客様ならびに関係者の皆様には度重なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを心より深くお詫び申し上げます。

今後は、このような事故の再発を防止するため、従業員教育を徹底し、食の安全に関する管理体制を構築するべく、全社を挙げて作業手順の遵守およびそのチェック体制の強化に努めてまいります。

なお、現在までにお客様からの健康被害などのお申し出はございません。

以 上